

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

出資額限度法人

吉田久子

I 出資額限度法人の相続税評価額の問題点

平成15年6月27日付の最高裁判決で、出資額限度への定款変更を不服とした原告の上告を棄却した裁判で出資限度による払戻が確定した。もとより、本判決は、社団法人が定款の定めに従って「時価払戻し」の定めを「出資限度の払戻し」に変更した手続きが、正当であることを認めたものであって、相続税評価額やその他の課税関係について判断したものではない。

この判例の焦点となっているのは、出資限度額がどうであるとか、出資額をどう捉えるかといったことではなく、定款変更手続きが適切に行われたかどうかを争っていたわけであり、内容がどうかではなく、手続が法的にどうかを争っていたものなのである。

従って、この判決が医療法人の相続税問題に何等かの解決策を表したものであるとの考えは誤りである。自主的に定めた定款が、いかに出資各人の財産権を侵したとしても、自らが定めたルールに従うのは当然であるという従来判例の考えを踏襲したことを確認されたい。では、次に各問題点について考察してみる。

出資持分の払戻請求権に対する相続税評価額

出資持分の払戻請求権に対する相続税評価額に対し国税庁は、相続税の課税対象となる出資持分の払戻請求権は原則として時価相当額で評価されるとし、医療法人だけ他と違う取扱いにする根拠はないとの見解を示している。現在のところ出資額限度法人を例外扱いはしていない。

相続税を納める立場から言うと、出資限度額しか払戻しを受けられないにもかかわらず、相続税の負担だけ強いられるのか。また、退社する場合、今後医療法人の経営には一切関与できないにもかかわらず、何の権利に対する課税なのか。という怒りにも似た感情が芽生えるのも無理はない事と思われる。確かに受けていない利益や将来受ける予定もない権利にまで課税することは本来の税金の適用である所得の概念を逸脱したものであり、改正が必要であると思われる。

II 出資額限度法人移行時および払戻請求時の課税関係について

移行時課税関係

出資額限度法人への移行時に課税が生じるかどうかについて、いろいろ意見があるので

整理してみる。まず、出資額限度法人への移行は定款変更によって行われる。定款変更時に当該限度額を超える評価部分については、当該出資額限度法人へ寄附がされたものとみなされ、課税が生じるという説があるが、定款変更時には課税は生じないと考える。なぜなら、財産権の帰属が明らかになっていないからである。

定款変更したとしても再び通常の持分あり社団に変更することが(禁止規定がないため)実務上可能だからである。

出資額限度法人の定款変更は流動的であり、確定的ではないので権利確定主義の税法の要件には当たらないと考える。

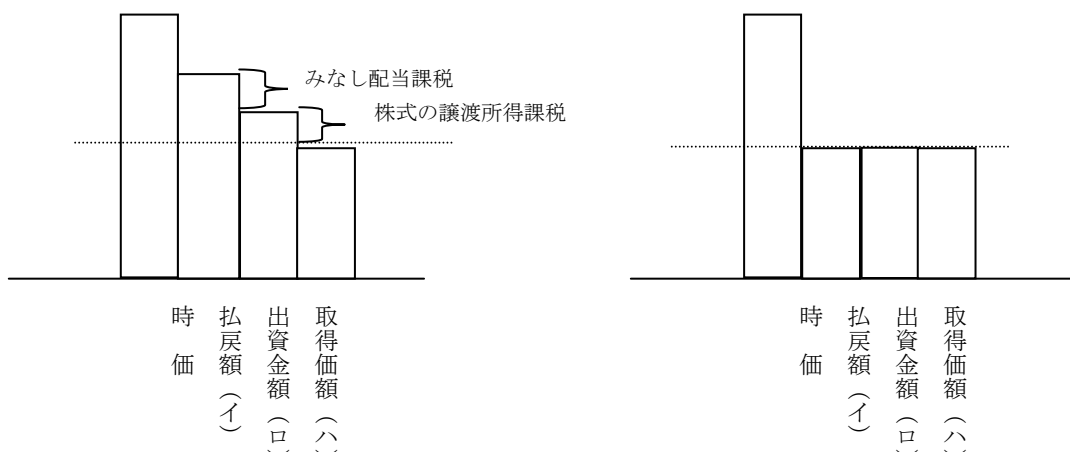
仮に、一度限度額法人への定款変更をし、逆戻りができない制限を設けるのであれば、定款変更時に権利は確定するのであるから、定款変更時に出資額限度法人へ寄附されたとして、課税が生じる可能性がでてこよう。あるいは、残存社員への贈与税が課されるとの解釈もでてこよう。

2. 現行法に基づく払戻時課税関係

原則的取扱いー払戻額が時価の2分の1以上の払戻しの場合ー

通常的一般法人であれば、払戻額(イ)と出資金額(ロ)と当該出資の取得価額(ハ)に差異が生ずることがありうる。払戻額(イ)から出資金額(ロ)を控除した金額が払戻しをした個人へのみなし配当課税の対象となり、出資金額(ロ)から当該出資の取得価額(ハ)を控除した金額が株式の譲渡所得課税となるのである。

医療法人の場合、出資金額(ロ)と当該出資の取得価額(ハ)は同額であることが殆どであり、また、出資の払戻しをする法人が出資額限度法人であるから、当然のことであるが、払戻額(イ)と出資金額(ロ)は一致する(出資金額の時価が当該出資金額を下回る場合を除く)。よって、出資額限度法人は(イ)=(ロ)=(ハ)となるので、上記みなし配当課税と株式の譲渡所得課税は生じない。ただし、稀に出資金額(ロ)と当該出資の取得価額(ハ)に差異が生じることがある。例えば、設立したときの出資者から出資の評価が変動した後に他の者に譲渡等がされ、その後に出資額限度法人に定款変更がされた場合などである。その場合は、出資金額(ロ)から当該出資の取得価額(ハ)を控除した金額について、株式の譲渡所得課税が生じる。

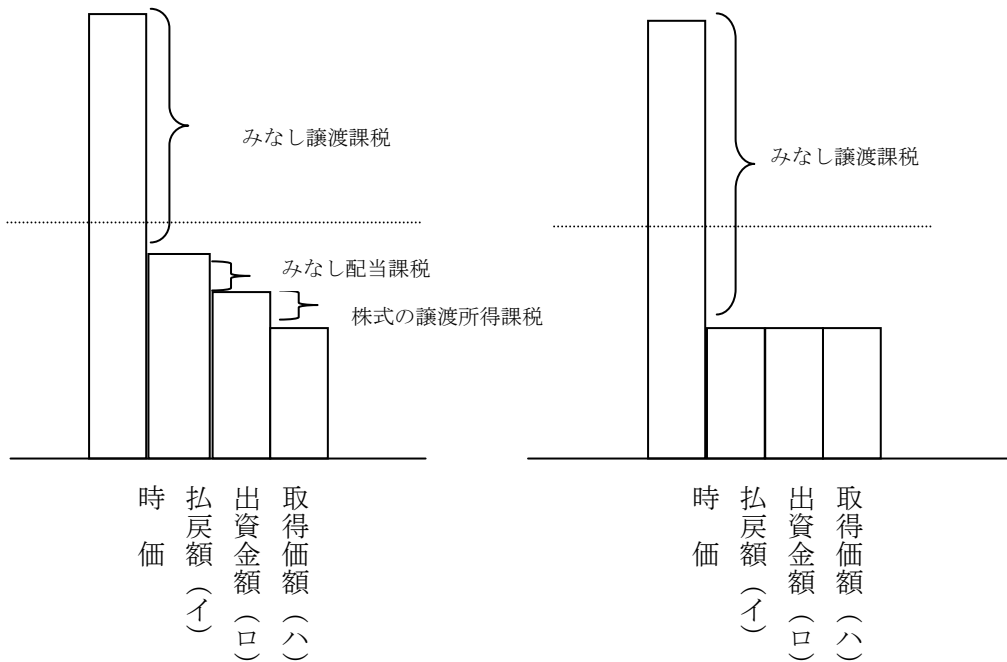


②原則的取扱い－払戻額が時価の2分1未満の場合－

払戻額が時価の2分の1未満の場合においても上記①と同様の課税が生じる。ただし、現在の規定では時価の2分の1未満である場合には、それ以外にも課税が生じるのである。いわゆるみなし譲渡課税である。これは、個人から法人に対して、資産の譲渡や贈与が行われたときに課税されるのであるが、個人が法人に対して著しく低い価額（時価の2分の1未満）により資産を譲渡した場合には、譲渡のあった時のその資産の時価により譲渡したものとみなされ、個人に譲渡所得が発生するというものである。（所得税法59①二）例をあげてみる。出資額限度医療法人Bへの出資金額が1,000万円である個人Aが出資額限度法人Bの払戻請求をし、1,000万円の払戻しを受けたとしよう。当該出資金額を時価に換算した場合1億円であった場合、どうなるか。個人Aは1,000万円の払戻ししか受けていないのであるが、譲渡所得の計算は1億円－1,000万円＝9,000万円となる（譲渡費用があれば、当該金額から控除できる）。この9,000万円に対しみなし譲渡課税されるのである。

一般の法人（株式会社等）

医療法人



その他の考え方

上記の考え方のほかに、このような考え方もある。一度時価で払戻しを受け、その後出資額を超える部分を医療法人に寄附したとする考え方である。この考え方によると、まず、払戻しを受けた者に時価相当額の払戻しが生じたものとして配当所得が生じる。その後、実際払戻し額を超える部分については、法人に受贈益課税がされるとする考え方である。また、このような考え方もある。時価と払戻額との差額については、払戻請求権の放棄と考えるのである。この説については、上記②のような、みなし譲渡課税は生じないのであるが、法人に当該差額について、受贈益が課税されることとなる。

他の出資者の課税関係

通常、出資金を発行法人へ低額譲渡した場合には、当該出資の価額が増加する。その増加した部分の金額について、払戻請求した者から、他の出資者に対して贈与があったものとみなして、贈与税が課税される規定がある。出資額限度法人にその適用がされるかどうかであるが、それは適用されるべきではないと考える。なぜなら、当該出資の価額が増加したとしても、他の出資者についても出資限度額の払戻ししかされないのであるから、実質的に価値が増加したことにはならないため(個人に便益は生じないため)である。しかしながら、定款変更で「払戻しについては、出資限度額による」としながらも、「解散時には出資額に応じて」とすると、個人への課税の危険性が生じると思われる。

Ⅲ 課税方法の提案

では、どうするべきか。個人的には、死亡退社により退社した社員の相続人が出資の払戻し請求を医療法人に対して行った場合には、実際に払戻しをした金額をもって、相続税の課税価格とし、払い戻しを受けず相続人がその権利を引き継いで社員になった場合(実際には死亡退社して、新たに相続人が社員になる手続きになる)には、その出資は取引相場のない株式の評価方法に準じた評価額をもって、相続税の課税価格とする方法が一番合理的であると考え。なぜなら、限度額払戻し請求により払戻しを受けた場合は、その時点で医療法人との関係は決別した訳であるから、今後においても何の権利も生じない。しかしながら、権利を相続した場合には、今後も社員としての権利は残るのであるから、原則的な評価方法を採用すべきであると考えるのである。しかし、実際には単純にそうすることはできない問題点が存在する。

問題点その1－不公平税制の可能性－

まず、上記のような方法を採用した場合、一度退社をして払い戻しをし、相続税の申告が終わった頃を見計らって、払戻しをした金額を再び出資して相続人が社員になる。といった方法がとられる可能性が出てくる。そうすると、一度退社をして再び出資した場合と払戻しをせずに権利を相続した場合では、実質的に同じ結果となるにも拘わらず、相続税の課税価格に圧倒的な差が生じ、課税の公平の観点から、不適切な結果が生じる。

問題点その2－合法的租税回避行為－

また、出資額限度法人への変更は定款の変更のみによって行うことができ、時と場合によって定款の変更を繰り返すことも可能である。そこで恣意性が介入し、不適切な行為が合法的に行われる可能性があることも否定できない。

例えば、数人の社員が結託し、亡くなりそうな社員がいたら、出資額限度法人として、定款変更をしてから払戻しをし、その後再び定款変更を行い、通常持分の定めのある医療法人へと変更するのである。そうすると出資額限度法人である定款の時に退社した社員と、定款変更をした後に退社した社員とでは、当初出資額が同じであっても払戻額に差が生じるばかりではなく、それに付随する税額も違ってくることとなる。さらに定款では『出資の払い戻しについては、出資した金額を限度とする』としながらも、『解散では払込済出

資額に応じて分配するものとする』とすることもできるので、全くもって良い所取りになってしまう。

問題点その3－現在で問題点を回避できるのは特定医療法人のみ－

また、出資持分の定めのない社団（特定医療法人・特別医療法人）については相続税の課税はされない。これは出資持分を放棄し、万一当該医療法人が解散した場合においてもその残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする事が決まっている。こういった医療法人の理事長の中には、例えば自分が築き上げた医療法人が自分に相続がおこった場合に多額の相続税が発生する現実を知り、その相続税が医療法人の存続も危ぶませるほどの額であるとする。医療法人を解散させるくらいなら、地域のため社会のために自分の権利を放棄しても、医療法人を存続させることを優先課題とし、特定医療法人にされた方も多きことと思われる。このように特定医療法人には、出資持分に対する相続税の非課税のほか、法人税・地方税の低課税、病院経営の永続性の確保、移行時の法人税、所得税及び贈与税の非課税、医療施設近代化・整備に係る補助金の交付の最優先等のメリットもあるが、出資持分の払戻し請求権の放棄、差額室料収入の制限、社員等に対し特別な利益供与の禁止、など制限もある。

しかしながら、その制限の多くは個人の恣意性の介入を排除し、適切で望ましい医療経営を行うことを導くものである。であるから、過去に医療法違反をおこしたり、税務申告において重加算税をとられた医療法人は、特定医療法人にはなれないのである。

このように厳しい要件をクリアした、いわゆる優良法人のみが特定医療法人になることができ、かつ、出資持分に対する相続税の非課税といった恩恵を受けられるのである。国家にとっても医療法違反をしない、また、社員等に特別な利益供与がない医療法人が増えることは、有益なことである。しかしながら、出資額限度法人にすることによって、相続税が出資持分限度にしか課税されないのであれば、そのような有益な法人の数はめっきり減るであろう。それは社会にとって本当に良いことなのだろうか。よく考えてみる必要がある。

問題点その4－法制度に照らして－

また、憲法30条において、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とされている。つまりこれを裏返せば、法律の定めがないなら納税の義務を負わないと読むこともできるのである。よって、税法の条文はありとあらゆるものに課税しようと分厚くなっているのである。医療法人の出資持分については、残念ながら、取引相場のない株式の評価方法に準じた評価額の規定しかないのが現状であり、それが不合理だとしてもである。そして、それを改正するには、憲法84条で、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めている。つまり、法律の改正がない限り、現在のままでは出資額限度法人についての相続税評価は、時価課税されることになるのである。これは、いわゆる租税法律主義に則った適切な方法ということになるであろう。

問題点その5 一時価評価した金額が出資限度額より小さい場合一

例えば、出資持分を時価評価した金額と出資額とを比べた場合、出資額の方が大きい場合もありうる。そのような医療法人は通常、出資額限度法人は選択しないのであるが、出資額を払戻してもらえるのならということで、出資額限度法人を選択することによって、出資額を保障するようなことがあってはならない。また、出資額限度法人とは、出資額を限度とする法人であるため、出資以下の払戻しも可能なわけであるから、当該事例のような場合には、当然のことであるが、時価により払い戻すべきである。

結論

出資額限度法人について、実際に払い戻しをした場合の相続税の課税方法には、たし確かに問題がある。しかし、このままの状態ですら単に払戻額を相続税の課税価格とすることとてしまうと、上記のような、様々な問題が生じてくる。それらが、全て納得できる状態にならない限り、闇雲に改正してしまうのは大変危険なことなのである。さらに、相続税評価額以外の例えば、移行時や払戻時などに関しては、もっと複雑に税金が絡み合ってくる。それらについて、早急に税制改正し、明文化しないと、今後の医療経営の指針にも大きくかかわってくると考える。

IV 解決方法への道しるべ

1. 退社社員の制限

上記の問題点を踏まえ、解決方法を考察してみる。まず、出資額限度法人の払戻請求には、実際払戻額に応じて課税をすべきということは、上記により述べた。しかし、今のままでは一度出資額限度法人を退社した社員が、再び社員になることも可能なので、それを制限しないと上記問題点1のような問題が生じてしまう。よって、制限を設けるべきである。その制限とは、一度出資限度額法人として、払戻請求した者は再び社員になることはできないとするか。もしくは、一度退社した者が再び社員になる場合には、再び社員となる時に社員を引き継いだ場合の課税と同様の課税が生じることとするか。といった方法が適切であろう。

定款変更の制限

出資額限度法人への変更は定款変更によって行われる。定款変更には制限を設けないと上記問題点2のような問題が生じてしまう。よって、一度出資額限度法人に定款変更をしたら、逆戻りできない等の制限を加えるべきである。そうしないと、上記のような、合法的租税回避行為が行われる可能性が生じるからである。

また、出資額限度法人の定款にて、『出資の払い戻しについては、出資した金額を限度とする』としながらも、『解散では払込済出資額に応じて分配するものとする』とすることについて、明らかに不合理であることを主張するとともに、社員の持分払戻請求権と解散時の残余財産分配請求権が別々の取扱いにすることが可能な現在の定款変更についての制限をすることも必要であると考え。そして、社員の出資払戻請求権と解散時の残余財産分配請求権を出資限度額とするという同一の取扱いにした場合には、残余財産は最終的にどこ

に帰属することとするのかといった新たな問題が浮上することとなる。

特定医療法人・特別医療法人の保護

出資額限度法人が特定・特別医療法人になるための一歩手前の法人であり、特定・特別医療法人への円滑な移行を促進するための1つの方策として位置付けるという出資額限度法人の制度化の目的が主張されることがあるが、出資額限度法人の制度化をどうするかによっては、逆に特定・特別医療法人への移行が減少すると示唆される。

特定・特別医療法人が如何に社会に有益な法人であるかは、説明した。しかしながら、出資額限度法人が何の制限もなく認められてしまうと、苦勞して特定・特別医療法人になろうとする医療法人がなくなるであろうということは、既に述べた。よって、特定医療法人・特別医療法人には、税法的にも優遇すべきである。現在特定医療法人の法人税率は22%と確かに優遇はされているが、さらなる優遇を与えないと、社会に有益な医療法人が減少する結果となるからである。

定款変更時課税について

例えば、通常の時価の定めある医療法人から出資額限度法人への定款変更をする場合に、今後定款変更により通常の時価の定めある医療法人に戻れないことを定めるのであれば、定款変更時に権利は確定する訳である。すると、当該含み益部分（出資に係る時価による価額から出資限度額を控除した残額）は、出資社員から医療法人に贈与が行われたものとして、医療法人側に受贈益として法人税が課税されるであろう。また、『解散では払込済出資額に応じて分配するものとする』という定款を有効とする制度化をしたら、各出資者個人に対する課税も生じる可能性がでてくる。

みなし譲渡課税の問題点

出資額限度法人の払戻額が時価の2分の1未満である場合には、みなし譲渡課税が生じることは、上記Ⅱ2②で述べた。しかしながら、払戻請求をした者は自分の意志で低額譲渡したわけではなく、定款で定めたのでしかたなく、結果としてそうなったのである。従って、出資額限度法人の払戻しに対し、みなし譲渡課税を適用させることは、上記Ⅰ1で述べた相続税評価額くらい不合理である。

時価評価が出資限度額より低額である場合

出資額限度法人は、出資額による払戻しを保障するものではない。つまり、時価評価が出資額より低い場合には、時価による払戻しにより、払い戻す規定を整備しなければならない。

結論

出資持分に対する相続税評価額および払戻請求時に生じるみなし譲渡課税は早急な税務の手当てが必要である。しかしながら、社会に有益な特定医療法人・特別医療法人を保護しながらの改正が必要であると思われる。